

# 社会福祉法人西海市社会福祉協議会

## 介護職員処遇改善加算金の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が定める介護職員処遇改善加算制度について必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象職員)

第2条 介護職員処遇改善加算金（以下「加算金」という。）は、次の要件に該当する職員に支給する。

(1) 介護職員として従事している全ての職員。

### (支給額)

第3条 支給する額は、毎月の加算金の範囲内において、別に定めるキャリアパス運用規程及び新入職員メンター制度規程並びに職員の実労働時間に応じて、会長が決定し支給する。

### (在籍の限定)

第4条 加算金は、支給日現在に在籍していない職員には支給しない。

### (支給期間)

第5条 加算金の支給期間は、介護職員処遇改善加算を受ける期間とする。

#### 附 則

この規程は、平成24年5月28日に制定し、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成27年3月26日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年3月29日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年3月19日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年2月24日に改正し、令和3年4月1日から施行する。